

診療報酬明細書等の開示依頼をされる方へのお知らせ（遺族用）

健康保険組合においては、遺族からの診療報酬明細書等の開示依頼があった場合、被保険者等の生前の意志や名誉との関係で問題が生じる恐れがないか等を確認したうえで開示しております。

「診療報酬明細書等開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご提出のうえ、手続きされるようお願いいたします。

1. 開示依頼ができる方

開示依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 被保険者及び被扶養者が死亡している場合は、当該被保険者及び被扶養者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者（祖父母、孫）
- (2) (1)の方が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) (1)の方からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた代理人（任意代理人）

2. 開示依頼に当たって必要な書類等

健康保険組合へは、必ず、開示依頼をされる方本人が直接、次の書類等をご提出のうえ手続きしてください。

- (1) 診療報酬明細書等の開示依頼書（遺族用）
- (2) 開示依頼を行う方の本人確認ができる書類（裏面参照）

※請求は窓口又は郵送により手続きが可能です。（ただし、郵送の場合の送料が必要となります。）

3. 開示依頼を行う方の本人確認

開示依頼ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、開示依頼をされる方本人であることを確認するため、必要書類の提出を求めています。これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせない手続ですので、ご理解をお願いします。

4. 開示依頼を行う手数料について

レセプト開示基本手数料は1,500円、同加算手数料は300円となります。
（部分開示または不開示決定の場合でも手数料の返金はありません。）

5. 保険医療機関等への照会及び連絡

診療報酬明細書等が医師の個人情報となる場合については、遺族の同意が得られていれば、開示についての意見を保険医療機関等に照会を行うこととしております。

また、診療報酬明細書等が医師の個人情報とならない場合については、遺族の同意が得られていれば、開示した旨のお知らせを行うこととしております。

なお、同意が得られていない場合でレセプトが医師の個人情報となる場合は、不開示決定されることとなります。

6. 診療内容に係わる照会

健康保険組合では、診療内容についての照会に対してはお答えできませんのでご了承ください。

7. 開示決定等の事務処理

- (1) 診療報酬明細書等開示依頼書を受理した日から開示決定までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関への事前確認等のため1ヶ月程度要します。
- (2) 開示（交付）方法については、「診療報酬明細書等開示依頼書」で指定された方法により交付します。
なお、郵送による交付を希望された場合には、通常郵便で「親展」扱いによる送付となります。

8. その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容のすべてが記載されているものでないことをご理解願います。
- (2) 開示することによって、被保険者等の生前の意思や名誉との関係で問題がある恐れがあると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんのでご理解願います。
- (3) 開示依頼があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、ご依頼にお応えできないことをご了承願います。

**「診療報酬明細書等の開示依頼書」を提出の際
開示依頼をされる方の本人確認に必要な書類（遺族用）**

健康保険被保険者証、年金証書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、在留カード、マイナンバーカード、共済年金証書、恩給証書、旅券（パスポート）等請求書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認できるもの

【上記以外に必要な書類】

開示依頼をされる方が、遺族の場合（父母、配偶者、子、祖父母、孫）

遺族の場合は、上記 1、2 のほか、当該被保険者または被扶養者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類（開示依頼をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）。

- (1) 戸籍謄本（抄本） (2) 住民票（除票） (3) 死亡診断書

開示依頼をされる方が、遺族で、かつ、未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人の場合

遺族が未成年者又は成年被後見人であること及び開示を依頼される方が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類（開示依頼をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）。

- (1) 戸籍謄本（抄本） (2) 住民票 (3) 登記事項証明書 (4) 家庭裁判所の証明書
(5) そのほか法定代理人関係を確認し得る書類

遺族の法定代理人の場合は、上記のほか、当該被保険者または被扶養者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類（開示依頼をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）。

- (1) 戸籍謄本（抄本） (2) 住民票（除票） (3) 死亡診断書

開示依頼をされる方が、遺族が開示依頼をすることにつき委任をした代理人（任意代理人）の場合

任意代理人の本人確認、及び、当該遺族からの開示依頼に関する委任があることを確認できる次に掲げるいずれの書類（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）。

- ア．遺族の署名・押印のある診療報酬明細書等の開示依頼にかかる「委任状」
イ．委任状に押印された印の印鑑登録証明書

※郵送により開示依頼を行う場合については、上記書類の写しに加え、住民票の写し（開示請求する日前 30 日以内に作成されたものに限る。）。

MBK連合健康保険組合 理事長 殿

確認書

私こと、

⑨

----- は、
令和 年 月 日に、「診療報酬明細書等開示請求書」（様式1）をMBK連合健康保険組合に提出するにあたり、「診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ（本人用）」を閲覧するとともに、併せてMBK連合健康保険組合担当者から、次に掲げる事項につき、十分に説明を受け、内容を理解いたしました。

記

- ① 請求者の本人確認の必要性
- ② 保険医療機関、指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という）に対する事前確認の必要性
- ③ 診療報酬明細書等の「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄、「処置・手術」欄中の「その他」欄及び「症状詳記」（以下「傷病名等」という。）を伏せた開示を希望する場合は、保険医療機関等に対する事前確認は要しないこと
- ④ 調剤報酬明細書については、開示請求があったことを事後的に調剤薬局に通知する旨
- ⑤ 本人の診療上支障が生ずると考えられる場合については開示できない旨
- ⑥ 開示請求のあったレセプトが存在しない場合については開示できない旨
- ⑦ 診療内容に係る照会については対応できない旨
- ⑧ レセプトには必ずしも診療内容全てが記載されているものではない旨
- ⑨ 交付の方法について
- ⑩ 交付までの所要日数について
- ⑪ 開示請求に必要な書類について
- ⑫ 開示請求には手数料の支払いが必要である旨
- ⑬ 郵送による開示を希望する場合は送料がかかる旨
- ⑭ 部分開示又は不開示の決定の場合における加入者等からの苦情対応窓口について

以上